

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

胎内市長 井畑明彦

市町村名 (市町村コード)	新潟県胎内市 (15227)
地域名 (地域内農業集落名)	竹島地区 (高橋、北成田、宮川、竹島、苔実)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月21日、令和6年7月18日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は集落内を通る県道新潟新発田村上線を中心に海側には砂丘畑、東側には稲作地域が広がっており、農業法人5法人、その他法人3法人、認定農業者51人、その他農業者25人が水稻を中心とした農業経営を行っている。砂丘畑では特産であるチューリップの球根や切り花、葉たばこ、にんじんやだいこんなどの園芸作物を栽培している。基盤整備事業が完了したばかりの農地もあるが、従来の完了地は年月が経っており、ほ場面積の拡大や水路管理等、更なる改善が必要だという意見がある。担い手を確保できているが全ての委託希望は受けられないのが現状であり、園芸作物の担い手確保に不安がある農地もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・出作入作の頻繁な地区であるため、集約化を進め耕作しやすい環境を整える。
- ・農産物の高付加価値化や新たな作物の導入により所得の向上を図る。
- ・法人組織又は集落営農組織の設立を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	411.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	411.37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

高橋、北成田、宮川、竹島、苔実集落の農振農用地区域内の、農業上の利用が行われる農地を当該区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・当該地域の農地利用は、中心経営体である農業法人5法人、その他法人3法人、認定農業者51人、その他農業者25人が担う。 ・農地の集約化(団地化)の推進により農作業の効率化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備等を活用し耕作条件を改善していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
特になし。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--